

ミャンマーのビジネスと国軍: ヤンゴン Y COMPLEX事業

メコン・ウォッチ
木口由香



メコン・ウォッチについて

調査・政策提言活動を主とするNGO

- ・メコン河流域の人々と川や森林などの自然資源とのつながりに関する調査プロジェクト
- ・地域住民の生活や自然資源へのアクセスに悪影響を及ぼす経済協力・投資のモニタリング
- ・メコン河流域国の環境と開発に関する問題を日本の市民に伝える活動
- ・政府機関や多国間金融機関、企業に対する政策提言活動

ミャンマーについて

- ・面積: 68万km²
(日本の約1.8倍)
- ・旧名: ビルマ
- ・首都: ネピドー(旧都ヤンゴン)
- ・人口: 5,141万人
(2014年)
- ・一人当たりGDP 1,321ドル
(2018/19年度, IMF推計)
- ・長年軍事政権下に。2011年に「民政化」



旧都ヤンゴン

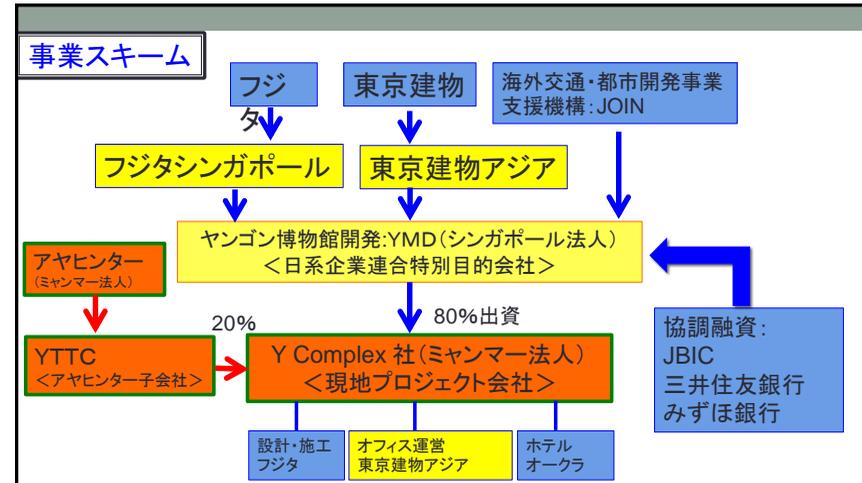


軍事博物館跡地開発: 通称Y Complex

- 最大都市ヤンゴンの一等地、シュエダゴンパゴダ近くの軍事博物館の跡地利用
- 日系企業が大規模複合不動産を建設・運営(事務所、店舗、高級ホテルホテル、サービスアパートなど)
- 2021年開業予定で建設中



出典: JBICプレスリリースより



総事業費約377億円(日本の官民が8割負担)

公的資金の関与

- 国際協力銀行(JBIC): YMDとの間で融資金額約47百万米ドル(約49億円)を限度とする貸付契約を2018年12月28日に締結
- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN): YMDに約49.4百万米ドル(約56億円)の出資及び約41.8百万米ドル(約47億円)の債務保証を決定し2017年7月28日に国土交通省が許可

民間銀行

- 三井住友銀行、みずほ銀行が、JBICと協調融資。協調融資総額は144百万米ドル(JBIC融資約47百万米ドルを含む)

事業の何が問題か?

土地の賃料がミャンマー国軍に支払われている

ミャンマー国軍による人権侵害

- ・ラカイン州における人道危機への関与
- ・少数民族の居住地での過去の非人道的な行為(住民の殺害、強制労働、虐待など)
- ・女性への性暴力を「兵器」として使用している疑い
- ・2019年8月、国連が設置したミャンマーに関する事実調査団が報告書を発表。国際社会に対し、国軍を経済的に隔離するための措置を即時講じるよう促す

法の枠組みの外にある国軍

防衛予算は監査対象外

- ・「民政化」の前に作られた2008年憲法。国会の議席に軍人枠を設けた(両院の1/4)。国軍司令官が任命。安全保障分野の3閣僚の指名権も国軍トップにある
- ・国会の3/4の賛成がないと憲法改正ができない
- ・ミャンマーの法では、国防予算は同国の会計検査院に相当する機関の監査対象外(関連法に明示: The Union Auditor General Lawの39条)

これまでの経緯

- ・現地グループ Justice For Myanmarが、環境アセスメント報告書に添付された契約書から、土地の賃料の支払い先が国軍であると指摘
- ・メコン・ウォッチからJBICへ問い合わせ(賃料の支払い先、支払額など)
 - JBICは「商業上の秘密」を理由に回答せず
- ・要請書提出。NGO財務省定期協議で質問
 - JBICは契約上の縛りがあり、回答できないと表明
 - 監督官庁の財務省は「ミャンマーでは憲法上の制約があり、国防予算は監査対象外と認識」

商業上等の秘密に配慮:ガイドラインFAQ

- ・市場競争下にある民間企業が関与するプロジェクトにおいては、その特性に鑑み、**商業上等の秘密に配慮することが不可欠**です。例えば、工業プラント事業においては、特殊な生産プロセスは**企業競争力の源泉**となる重要な資産であるところ、商業上等の秘密にも配慮すべき点があります。よって、情報公開にあたっては、情報公開の原則と商業上の秘密を両立させることが重要であり、**これを認識した上で、積極的な情報公開を行っていきたい**と考えております。

Y Complexの賃料の行方

- ネット上で公開されている環境アセスメント添付の資料
“B.O.T. System Military-Owned Military Museum Land (9.028 acres) Lease Agreement Between Office of the Commander-in-Chief (Army) Office of the Quartermaster General & Yangon Technical & Trading Co., Ltd, Venue: Nay Pyi Daw, Date: 15th October 2013”
- アヤヒンター子会社YTTC社代表は兵站局副司令官と契約
- 国軍から土地を借りている。支払い先は「防衛口座」

JBICは、ネット上に公開されている情報を「商業上の秘密」と主張している。賃料の支払い先は、「企業競争力の源泉」だろうか？

事業の問題点

- 事業は国軍の兵站局に賃料を支払っているとみられる
- 国防予算は監査を受けない。用途をミャンマー政府を含む第三者が確認できない
- もし、賃料が「国防予算」に組み込まれ、武器の購入、ラカイン州等への出動費用に使用されていたら、それは軍事転用ではないのか？
 - このような疑問が呈された場合、ミャンマー政府はそれを調べることすらできず、日本政府に説明できない状況

Y Complex事業とJBIC

JBICガイドラインに照らし:

- 人権侵害の確認、情報公開の努力を怠っている

「ビジネスと人権」指導原則NAPIに照らし:

- 企業が原則に従って行動するよう促す立場のJBICがその義務を怠っている
- そもそもガイドラインにも「プロジェクト実施主体者等の適切な関係者の間における、OECD 多国籍企業行動指針への認知を促進する」と書かれている